

令和2年度
事業計画

『つながりで 地域の暮らしを支えきる』

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

事業推進方針（平成30年度～令和4年度）

【基本方針】 『つながりで地域の暮らしを支えきる』

米原市社会福祉協議会は、市内のすべての人が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、以下の推進方針を定める。

【推進方針】

（1）つながりを広げ深めるネットワーク活動の強化

地域住民や専門機関、福祉以外の分野の活動者が、生活課題の解決に向けて協働し支え合う関係づくりを進めるためのつながる場づくり、つなげる取り組みを進めます。

（重点項目）

- 自治会を超えたつながりによる住民主体の地域福祉活動の推進
- 社会福祉法人や事業者、福祉分野を超えた活動者等との生活課題の共有と解決に向けた取り組み
- 事業やサービス等を担う専門職の支援と地域住民の支え合い活動等をつなげて支える地域生活支援ネットワーク活動の充実

（2）充足されないニーズ、制度の狭間にあるニーズに対する事業やサービスの実施

既存のサービスや実践にとらわれず、一人ひとりの自分らしい生活の実現に向けて、先駆的・開拓的な支援やサービスを提供します。

（重点項目）

- 障がい福祉サービスをはじめとした、充足されないニーズへの事業・サービスの実施
- 介護保険事業を中心とした、収益を確保するための戦略的な事業展開
- 収益の計画的運用に基づく先駆的サービスや事業開発

（3）人材育成と魅力ある職場づくり

求められる事業・サービスを進めるため、人材を確保し、高い専門性と高潔な倫理を保持した人材を育成するとともに、働きがいのある職場づくりを進めます。

（重点項目）

- 職員の育成プログラムの充実
- 職員の適正な評価・処遇制度の確立
- 柔軟な働き方の実現と雇用体系の見直し

令和2年度 事業計画

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑・多様化することによって表れる様々な生活課題は、属性別や対象別の制度では対応が難しい状況にあります。併せて、人口減少が本格化し高齢化が進み、安心して暮らせる地域づくりを目指した活動の停滞や災害時の支援ニーズへの対応として期待される「地域力」の低下につながっていくことが懸念されています。

こうした社会の変化を受け、国においては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが、福祉の分野にとどまらず様々な分野と連携し進められており、市町村における包括的な支援体制の整備促進を図るため、今般、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とする新たな事業の創設が打ち出されました。

このことから、本会では、米原市における地域共生社会に向けた包括的支援をさらに推進するために、地域や生活課題の実態をはじめ地域活動の多様性を踏まえて、住民などが自主性や創意工夫を最大限活かし活動へ参画し、地域において多様なつながりが育つよう支援するとともに、支援を必要とする人、制度の挟間で暮らしづらさを抱える人に寄り添う相談支援活動を実践し、特に複合的な課題に対しては、多機関多分野の相談機関が連携する体制の整備や包括化ネットワークの構築等に取り組みます。また、各種サービスの提供を通じて、利用者や世帯を取り巻く状況や環境をしっかりと捉え、既存の制度では対応できない狭間のニーズ、あるいは地域で充足されていないニーズを明らかにし、その解決に向けあらゆる主体とつながり協働して、求められるサービスの創出に取り組みます。

これら地域活動支援と相談支援、サービスの創出を連動させ一体的に取り組み、地域共生社会の理念の実現に向け多様な担い手が参画する地域づくりの推進につなげます。

これらの事業や取り組みの効果を高め目的を達成するため、今年度、新たに相談支援課を設け事務局体制を4課に再編し、各事業の推進体制を強化するとともに、訪問介護事業における事業運営の効率化と生産性の向上をめざし事業所を統合します。

また、複合・複雑化した地域生活課題に対し、組織が一体となって取り組むよう、法人内に事業や部署を横断し連携・協働する体制を整え、相談の受け止めから派生する様々な課題に対する支援の視点や各事業のねらい・取り組みを共有するほか、課題解決のための事業の開発に向け取り組みます。

I. 顔の見えるつながりを深める

1. 福祉のこころを育みます

(1) 広報・情報発信

ご近所活動やボランティア活動、市内の福祉事業者の取り組みなど、市内の様々な福祉活動についての情報を多様なメディアを通じて市民に届け、福祉理解や福祉活動への参加意識を高めます。

事業名	内 容	備 考
広報・情報 発信活動	<ul style="list-style-type: none"> ○社協広報誌「てとて」の発行（年4回） <ul style="list-style-type: none"> ・市内福祉活動情報誌として発行 ○ホームページやフェイスブックをはじめとしたSNSの充実、QRコードの活用や多様なメディアの積極的な活用と連動 ○地域共生社会フォーラム（仮称）や福祉懇談会、各種講座での情報発信 	

(2) 福祉学習・啓発

人権の尊重や支え合い活動の必要性を啓発し、地域共生社会の実現に向けた機運づくりや取り組みを推進します。

事業名	内 容	備 考
地域共生社会 フォーラム (社会福祉大会)	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や団体、事業所などによる地域福祉活動の発表や啓発 ○各関係機関、施設等による講演会福祉の企画、実施 ○共同募金の啓発 	11月29日
福祉学習	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉学習連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校・関係機関・福祉活動団体・当事者団体・福祉事業者等の参画を得る ・情報交換と取り組みの検討 ・福祉学習プログラムの提案・見直し ○各学校での福祉学習会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者・活動団体、福祉事業所の参画を得て実施 ・地域の見守り、支え合い活動への参加 ○福祉体験学習の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・本会各福祉拠点を活用した受け入れ ・市内福祉事業者による福祉体験の受け入れのための調整 ○出前講座 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や企業への開催の働きかけと実施 	
子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域共生社会フォーラムの分科会として開催 保育幼稚園課、学校教育課、子育て包括支援センター等との共催。企画についても、市内の子育て関係機関との共同立案を行う。 	

事業名	内 容	備 考
平和祈念式典	○米原市が非核平和都市宣言のまちであることを啓 発する式典を開催する。 米原市・遺族会との合同事業	

2. 地域や人のつながりを深めます

(1) 子育て支援

親や家族、地域や関係機関が連携しながら、子どもの成長を促す様々な体験や交流・つながりづくりの場を創設するとともに、主体的な活動へ発展するよう支援します。

事業名	内 容	備 考
子育てサークル 育成・支援	○子育てサークル育成講座 ・子育て支援センター等関係機関との連携 ○既存サークルの支援や情報交換・交流会 ○子育てサークルに関する情報発信	
遊びの広場	○子育て中の親同士、子ども同士の交流および情報 交換の場の提供 よーいドン!! (山東地域)・愛らんどキッズ (伊吹地域)・おもちゃであそぼ (米原地域)・親 子ふれあい広場 (近江地域)・子育てサロン ○遊びの広場の周知、ニーズ把握	

Ⅱ. くらしを守る活動を広げる

1. 子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います

(1) 相談支援

支援を必要とする人からの暮らしの困りごとに対応します。また、制度の間で暮らしづらさを抱える人への寄り添い型の相談支援活動をすすめるとともに、地域やボランティア、サービス事業者などの活動者への相談支援を行い、関係者の連携を進めます。

さらに、単独の相談機関では対応しづらい複合的な課題に対して、多機関多分野の相談機関が連携強化できる相談支援体制、包括化ネットワークの構築、および新たな社会資源の創出をめざします。また、令和3年度からの新たな事業移行に向け、モデル事業の成果と課題整理を行います。

事業名	内 容	備 考
相談支援窓口	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティソーシャルワーカーの配置 ○各種専門窓口の設置と顧問弁護士との連携 	
包括的支援体制構築事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援包括化推進会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議、相談支援担当者連絡会議、包括化コアメンバー会議 ・ケース共有会議 ・複合的な課題を抱えるケースへの相談支援（ケース共有会議および包括化ケース会議） ○研修会の開催 ○事例検討会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関、CSW、市内居宅介護支援事業所 ○社会資源の開発 個別課題や個別ニーズを地域課題として認識できるよう、みんなで考える場づくり グループワークや研修会を通じて新たな社会資源の開発に向けた案を表出 ○モデル事業期間での成果と課題整理をし、相談支援包括化推進会議において、包括的な取組についての課題提起 	

(2) 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などへの支援を行い、地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。

また、行政や関係機関、事業所などと連携して多様な権利擁護ニーズへの取り組みを進めます。

事業名	内 容	備 考
権利擁護センター (一部市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度・虐待等の相談窓口 成年後見制度や虐待のほか権利擁護全般に関するあらゆる相談に応じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・なんでも相談会の開催 ○成年後見申立支援 親族等の申し立て支援等を行い、制度の利用促進 	

事業名	内 容	備 考
	<p>を図る。</p> <p>○権利擁護に関する普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民ならびに事業所・関係機関等に権利擁護に関する制度の普及・啓発活動を行う。 ・権利擁護や虐待に関する意識、実態調査の実施 <p>○後見人等支援</p> <p>親族後見人のほか、第三者後見人が、適切な後見活動ができるよう相談支援や研修の場の提供を行う。</p> <p>○関係機関のネットワーク構築</p> <p>権利擁護に関する取り組みの普及や連携・調整を行う。</p> <p>○意思表示のための「暮らし方ノート」の普及・啓発</p> <p>○地域福祉権利擁護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暮らし全体のアセスメントと定期的なモニタリング・支援計画の見直しを行い、生活目標（支援目標）を共有したうえで認知症や障がいのある人への相談・生活支援を行う。 ・福祉サービスの利用援助 ・日常の金銭管理 ・書類等の預かり <p>○法人後見事業</p> <p>意思決定支援を基本に、本人の望む生活の実現に向けて支援を行う。</p>	

(3) 介護保険事業

利用者が自らもつ能力を活かし、住み慣れた地域で利用者が望む暮らしを続けることができるよう、介護や医療、看護、リハビリテーション、さらに在宅生活を前提とした様々な主体が行う生活支援と連携しながら、一人ひとりの心身機能の状態や生活環境に応じた専門的なケアを提供します。

また、利用者やその世帯が抱える生活課題に着目し、各事業所が身近な相談窓口として関連する機関と連携して課題の解決にあたるとともに、既存のサービス等では対応できないニーズに対し、サービス内容を見直し充実を図るほか、ニーズに応じた新たなサービスの開発に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
通所介護事業	<p>○送迎、健康チェック、入浴及び食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供するとともに、生活相談や助言を行う。</p> <p>○日常生活動作の維持向上、認知症の進行予防を目的に、「自立支援」に視点を置いた各種のプログラムを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ職との連携による個別プログラム、歯科医（歯科衛生士）との連携による口腔ケアの実施など <p>○相談機能の強化に取り組むとともに、介護者家族への支援、介護予防の視点による場づくりを進めるなど、身近な地域の福祉拠点としての機能を高める。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の運営、地域への出張相談の実施 ・家庭（自宅）訪問の実施、ニーズの把握と課題への具体的対応 ・家族介護者支援事業の実施（介護者のつどい、勉強会の開催など） ・事業所を活用した地域の居場所（活動の場）づくり <p>○地域の福祉人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護講座の開催、実習の受入れ、地域の活動者向けプログラムの提供など <p>○利用者が抱える多様なニーズに対応するサービス（制度外サービス）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「買い物サポートサービス」、「夕食持ち帰りサービス」等の実施 <p>○要支援者等に生活機能向上のための機能訓練を行い、状態の維持・改善を図るとともに、個々の状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進する（総合事業通所介護）</p> <p>【通常規模型：3事業所】</p> <p>西部デイサービスセンターきらめき デイサービスセンターゆめホール デイサービスセンター愛らんど</p> <p>【地域密着型：5事業所】</p> <p>デイサービスセンター寄ろ家うかの デイサービスセンター行こ家のとせ あったかほーむかせの 東部デイサービスセンターはびろ 北部デイサービスセンターきたで～</p>	
--	--	--

事業名	内 容	備 考
訪問介護事業	<p>○利用者宅を訪問し、身体介護ならびに生活援助を行う。</p> <p>○重度要介護者の在宅生活の支援と家族介護者への支援の強化を目指し、医療やリハビリ等との連携を高める。</p> <p>○地域の福祉人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護講座の開催、実習の受入れ、地域の活動者向けプログラムの提供など <p>○利用者が抱える多様なニーズに対応するサービス（制度外サービス）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいよりそいサービス」の実施 <p>○専門的サービスが必要な要支援者等に、身体介護や生活援助を行うとともに、個々の状態を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していく（総合事業訪問介護）</p> <p>【事業所】</p> <p>ヘルパーステーション米原近江 ヘルパーステーション山東伊吹</p>	

事業名	内 容	備 考
小規模多機能型 居宅介護事業	<p>○「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問介護」や「泊まり」を柔軟に組み合わせたサービスを提供する。</p> <p>○利用者が暮らす地域との連携を図りながら、住み慣れた地域や自宅での生活を継続できるよう、地域の福祉拠点としての機能を発揮し、様々な場面で自立に向けた支援と介護者家族への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサポートプランの作成 ・相談機能の拡充（出張相談の実施など） ・災害時における地域との協力体制の整備 <p>○地域の福祉人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護講座の開催、実習の受入れ、地域の活動者向けプログラムの提供など <p>【事業所】 いをぎの家</p>	

事業名	内 容	備 考
居宅介護支援事業	<p>○要支援・要介護認定を受けた人からの相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。</p> <p>○介護・福祉、医療やその他の生活支援サービス、家族、地域の支えあい活動やボランティア活動等を総合的にマネジメントする。</p> <p>○相談支援者の連携を強化し、関係機関と地域のネットワーク化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絆バトンの普及啓発、災害時要援護者支援体制の構築 <p>○介護者 OB への訪問活動 介護を終えられた方が社会的に孤立しないよう訪問活動を行う。</p> <p>○介護等に関する情報誌を発行する。</p> <p>【事業所】 ケアプランセンター米原市社会福祉協議会</p>	

（４）介護予防事業

高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に、生活機能の低下した高齢者に対し、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけます。運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現につながるプログラムを実施します。

事業名	内 容	備 考
通所型サービス A (介護予防・ 日常生活支援 総合事業)	○機能訓練の他、社会参加・交流の機会を設けるなど、自立した日常生活の確保に向けたプログラムを実施する。 【事業所】 西部デイサービスセンターきらめき デイサービスセンターゆめホール デイサービスセンター愛らんど	
高齢者筋力向上 トレーニング事業 (楽トレ事業)	○健康づくりと介護予防に向けた意識の高揚を図り、自主的、継続的な取り組みにつながるよう支援する。 ・筋トレマシン講習会の開催（月 1 回／3会場） ・筋トレマシンの地域開放 ・健康教室の開催（健康づくり、介護予防に関する講座／年2回3会場） ・体力測定の実施（年2回3会場） 【会場】 やすらぎハウス・きらめきステーション・愛らんど	

(5) 障がい福祉サービス

障がいのある人が、地域社会の一員として暮らしていけるよう、関係機関と連携しながら、生活支援や就労支援に取り組みます。

サービス提供体制の見直し・強化に取り組み、支援内容の充実と質の向上を図るとともに、求められる支援ニーズに対し、新たなサービス開発に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
障がい者相談支援 センター ほたる (一部米原市・長浜市 委託事業)	○障がい者(児)とその家族の地域での生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用、生活上の相談支援を行う。 ・サービス等利用計画の作成や継続的な評価を行い、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援する。 ・基幹相談支援センターの機能強化員を配置し、湖北圏域の相談支援機関の調整や相談員の支援を行う。	

事業名	内 容	備 考
障がい者 ホームヘルプ サービス	○障がいのある利用者宅を訪問し、身体介護や家事援助、乗降介助を行うほか、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を行う。(居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護) ○障がい児者の家族との交流会の開催(年 1 回)【新】 ○自立生活の支援を目的に訪問・随時対応を行う。 ・「ふれあいよりそいサービス」の実施 【事業所】 支援センター米原近江・支援センター山東伊吹	

事業名	内 容	備 考
就労継続支援 B型事業	<p>○就労支援や社会参加の促進を目指し就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通じてその知識と能力の向上に必要な訓練等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップ ・喫茶、駄菓子、花苗等の販売 ・企業内就労、企業の下請け作業など <p>○地域とのつながり、地域課題への対応を意識した取り組みを企画し運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自商品の企画、販売（双葉中学校とのコラボ商品の販売） ・学生服等の回収と販売 <p>○就労移行の促進と定着に向けた支援を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労、施設外支援の促進（企業実習の機会の確保、家庭訪問等の就労定着サポートなど） <p>○一人ひとりの生活形態を考慮した移行支援を行う（高齢障がい者等に対するサービス移行支援など）</p> <p>○個別支援の強化を図る（作業環境の整備など）</p> <p>○災害時の地域ネットワークづくりに取り組む。</p> <p>○「障がいの理解啓発」、「環境啓発」を目的とした講座・イベントを開催する（市民参画、他事業所・当事者組織との協働による）</p> <p>【事業所】 ほおずき作業所</p>	

事業名	内 容	備 考
地域生活支援事業	<p>○移動支援事業 障がいのある方の外出等、移動に関わる援助を行う。 【事業所】 支援センター米原近江・支援センター山東伊吹</p> <p>○日中一時支援事業 介護者の一時的な休息や就労支援のために、日中において障がいのある方の活動の場を確保する。 【事業所】 支援センター米原近江・支援センター山東伊吹 【サービス提供場所】 デイサービスセンター寄ろ家うかの 東部デイサービスセンターはびろ コーポラスきたがわ</p>	

（6）放課後児童クラブ

子どもたちの思いをしっかりと受け止め、一人ひとりに応じた支援の充実を図り、保護者と支援員とが一緒になって、子どもたちが安全に安心して成長できる居場所づくりをすすめます。

また、ボランティアをはじめとした地域住民との関わりを深めながら、児童の健全な育ちを促します。

さらに、市内の他のクラブとも連携し、共に研修・研鑽を重ね、全体の質の向上をめざします。

事業名	内 容	備 考
放課後児童クラブ (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民、ボランティア、各種団体と協働する事業の企画と実施 ○保護者会との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議の開催、協働事業の実施 ○行政と連携した研修 <p>【事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> げんきッズ坂田 げんきッズ息長 A げんきッズ息長 B 	

(7) 生活困窮者自立支援事業等

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対し、自立相談支援事業による生活再建に向けた相談支援と、就労準備支援事業による就労までの支援、家計改善支援による家計再建の支援を行います。また、生活自立のための訓練や社会参加の場の提供、一般就労になじめない方の新しい働き方の支援を行います。

子どもの貧困対策・子どもの育ちを支援する活動として、学習・生活支援活動や社会交流活動を推進します。

事業名	内 容	備 考
自立相談支援事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の困りごとや不安を抱えている方に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 	
就労準備支援事業 (市委託事業) ・ 被保護者就労準備支援等事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> 本人の状態に応じた日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援を行う。 ○生活習慣確立のための支援 訪問活動や居場所の提供などにより、生活リズムづくりを支援する。 ○社会体験・社会参加活動支援 ○就労体験・支援 本会の活動拠点やサービス事業を活用し、社会体験、就労体験の場を提供するとともに、地域活動や企業・事業所、団体等とともに連携を図り、地域での社会体験・就労体験の場づくりをすすめる。 ○就職活動の知識や技法の習得を支援する。 PCの練習、履歴書作成などの支援、基礎学力向上を目指した学習の機会の提供を行う。 	
家計改善支援事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○債権整理や家計に関する相談助言・支援、貸付のあっせん等を行う。 	
就労訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労に向けた前段階として働く訓練を必要とする方、一般就労には結びつかないが何らかの支援があれば働くことができる方を対象に、個別の就労支援プログラムに基づき就労訓練の 	

	<p>機会（就労訓練）を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う。</p> <p>○就労訓練（中間就労）の場の提供 福祉的就労には対象外であったり本人の思いと合わないなどの理由で結びつかず、一般就労にもなじむことができずにいる人を対象に就労訓練（中間就労）の場の提供を行う。</p>	
<p>【新】 子どもの学習・生活支援事業（ほたる一む）（市委託事業）</p>	<p>○学習の機会が十分でなかったり、基本的な生活習慣が整いにくい世帯の子どもに対して、学習・生活支援を行うため、支援プランを作成するとともに、支援の提供場所や支援団体等を調整する。</p> <p>○支援の受け皿として市内の各拠点を活用し、学習・生活支援を行う。</p>	
<p>要援護世帯等向け歳末配分事業</p>	<p>○歳末たすけあい運動における個別配分事業 対象者：ひとり暮らし高齢者・身体障がい児者 知的障がい児者・精神障がい者 ひとり親世帯・低所得者世帯</p>	
<p>生活困窮者物資提供事業（フードバンク）</p>	<p>○制度やサービスを利用するまでの期間や、制度やサービスでは対応できないなどの理由で、生活に困窮している人を対象に、地域で不要になったものを集めるとともに善意銀行の活用により、必要な物資を確保し提供することで地域での生活を支援する。</p>	

（8）生活福祉資金貸付制度・一時援護資金貸付事業

低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、継続的な相談援助と資金の貸し付けやその他の制度の活用等を通じて、生活の維持・安定、経済的自立に向けた支援を行います。

事業名	内 容	備 考
<p>生活福祉資金貸付制度（県社協委託・補助）</p>	<p>○民生委員等との連携による相談援助と資金貸付（県社協からの受託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付 <p>○生活困窮者自立支援事業との連携</p>	
<p>一時援護資金貸付事業</p>	<p>○民生委員等との連携による相談援助と資金貸付</p> <p>○生活困窮者自立支援事業との連携</p>	

（9）その他の生活支援

既存の制度やサービスでは支えきれない生活ニーズに対し、新たなサービスを企画・実施し、支援を必要とする人の生きがいを高め、日常の生活を支援します。

事業名	内 容	備 考
<p>外出支援サービス事業（市委託事業）</p>	<p>○公共の交通機関が利用できない人を対象に、リフト付き車両（福祉車両）を使用し、医療機関等への送迎を行う。</p>	

事業名	内 容	備 考
【新】 福祉車両貸出 (まいばら協働事業 提案制度)	○本会が所有するリフト付き車両を、生活支援活動 団体や車いすを必要とする人の親族等に貸出し、 医療機関等への送迎における自助・互助の促進を 図る。	
緊急時預かり サービス	○緊急の事由により見守りや介護等ができない状態 が生じた場合の預かりを実施し、暮らしの安心を 確保する。(24時間/365日対応) ・地域なじみの安心事業 ・緊急預かりサービス	
ふれあいよりそい サービス	○既存の制度やサービスで対応できない生活上の二 ーズに対し、制度外サービスを提供する。(居宅内 の生活支援、通院等外出時の支援、服薬確認や安 否確認のための見守り訪問など)	
地域生活応援事業	○障がい者等の地域で自立した生活に向けた活動の 場が求められている中で、支援ニーズを集約し、 食事・買い物・洗濯・掃除・入浴・宿泊などの生活 体験、訓練の場を提供する。	
福祉機器 貸出事業	○介護保険等の制度による対応が困難な場合に、福 祉機器(車椅子)の貸出を行う。 ・利用者の心身機能の維持向上と生活支援、介護 者の介護負担の軽減	

2. 身近な地域で支え合います

(1) ご近助活動(自治会単位)の推進

地域住民が地域の困りごとに気づき、支援を必要とする人への見守り活動や生活支援の
取り組みを推進します。

○自治会における推進組織やご近助活動におけるリーダーの役割を整理し提案します。

○市民が主体的に見守り・支え合い活動を進める上での機運を高めるとともに、組織化
や活動を支援します。

事業名	内 容	備 考
ご近助活動の支援 【重】	○自治会長・民生委員・福祉委員等合同説明会 ○ご近所活動スキルアップ講座 ○福祉懇談会 ○見守りネットワーク会議 ○ふれあいいきいきサロン ○子ども食堂 ○男性のためのいきいき料理教室 ○防火訪問 ○防災力向上のための取り組み ○福祉マップの作成、更新支援 ○避難行動要支援者登録の働きかけ ○備品・車両の貸し出し	

事業名	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉車両貸し出し（モデル事業）【新】 ○活動への相談支援と情報提供（一円玉を大切にす 運動など活動資金確保を含む） ○自治会ごとの担当職員の配置 ○補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂・学習支援補助 【新】 ・居場所継続支援補助 【新】 	

（２）福祉活動団体支援

福祉活動団体が主体的に活動を進めることができるよう、情報交換や連携連絡の場を設けるとともに、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組めるよう支援します。

事業名	内 容	備 考
福祉活動団体 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の開催（情報交換、協働した取り組みの 検討等） ○団体活動推進に係る研修会の開催 ○団体活動についての相談支援 ○団体活動計画の策定支援 ○補助金の交付による活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業補助 ・まいばらコラボチャレンジ事業 ・子ども食堂・学習支援補助 【新】 ・居場所継続支援補助 【新】 等 ○単位民児協事務局の運営と委員活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・定例会の開催 ・委員研修の企画と実施 ・委員活動に対する支援（個別ケースへの対応、情 報提供等） ・関係機関との連絡調整 ・単位民児協同士の意見交換等の企画提案 	情報意見 交換会 (年1回)

（３）当事者団体活動支援

地域や行政等とのつなぎや地域活動への参画を支援し、当事者に対する理解を深めるとともに、新たな支え合い活動や福祉サービスの開発につなげます。

事業名	内 容	備 考
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡・懇談会の開催 (情報交換、ニーズ把握、福祉学習への参加、福祉避 難所の運営等) ○地域福祉活動への参画に係る福祉学習会の開催 ○団体活動についての相談支援 ○団体活動計画の策定支援 ○新規事業立ち上げの働きかけ (当事者による対外的な情報発信・周知啓発活動等) ○補助金の交付による活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・まいばらコラボチャレンジ事業 	情報意見 交換会 (年1回)

事業名	内 容	備 考
	・新規事業補助 等	

(4) 地域福祉活動拠点の活用

周辺地域及び関係機関との連携・協働の中で市民の福祉拠点となる施設を運営します。地域福祉活動の拠点として小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談支援を行うとともに、介護保険サービスや介護予防事業、障害福祉サービスを実施し、市民の福祉ニーズに応える施設運営を行います。

事業名	内 容	備 考
活動拠点の 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・あったかほーむかせの ・寄ろ家うかの ・いをぎの家 ・米原市（旧）山東生涯学習センター ・米原市指定管理施設の運営（柏原福祉交流センター・北部デイサービスセンター・伊吹健康プラザ愛らんど・米原地域福祉センターゆめホール・西部デイサービスセンター・近江地域福祉センターやすらぎハウス） ○運営推進会議：各施設において、地域住民や関係機関の参加により開催 ○地域交流事業：各施設にて地域と協働して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・やすらぎハウスきずなフェスティバル（年1回） ・ゆめホールふれあい事業（年1回） ・きらめき交流まつり（年1回） ・愛らんどいきいき健康クッキング（年1回） ・デイサービスセンターでの季節の祭り、保育所や小中学校等との交流 ・はびろ茶屋 ・子育て交流事業 ・近隣自治会等の活動への参加 ・息吹の奏（近隣施設等との共催） 	

(5) 善意銀行

地域の市民や企業団体から寄せられる善意を、市内で地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体の活動を支えるための資金や、市民の暮らしの困りごとを支える財源として有効活用します。

事業名	内 容	備 考
善意銀行 の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○善意銀行の募集啓発および情報提供 ○寄付者の意向に基づく効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者支援物資提供事業 ・備品・福祉機器貸出事業 ・市内福祉事業所等へ寄付物品の提供 	

(6) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける運動「じぶんの町を良くするしくみ」を進めます。

事業名	内 容	備 考
共同募金委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○募金活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・受配団体等と協働した募金活動の実施 ・社会貢献活動への参加の呼びかけと募金活動の啓発と強化 ○募金の配分 <ul style="list-style-type: none"> ・透明性の確保と啓発の強化 ・様々な地域福祉活動への幅広い配分 	

(7) ファミリー・サポート・センター

子育てにおける相互援助活動を支援し、市民が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざします。

事業名	内 容	備 考
ファミリー・サポート・センター事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○サポート会員と利用会員による相互援助活動（子どもの預かりおよび送迎等）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動の広報、啓発 ・会員相互の援助活動の相談、調整、助言 ・会員の募集、登録および管理 ・サポート会員に対する研修の実施 ・安全対策の確保（マニュアル等の活用） ・子育て支援機関等との連絡調整 ・子育て支援団体等との協働による事業周知・登録促進・交流イベントの実施 ○ファミサポのサポーター養成講講座にて、障がい児者支援サポーター講座の同時開催 	

(8) 災害支援体制の構築

災害時の支援活動について協議する場を設定し、それぞれが果たす役割の整理や情報の共有を行います。

また、関係機関、福祉事業者等と協働し、地域防災計画に基づく個別避難支援計画の作成に向けた地域の取り組みを支援します。

さらに、各事業所が、災害時の利用者の安否やサービス連携について確認し、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制を整備します。

事業名	内 容	備 考
災害時支援の連携構築	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉事業者との災害対策に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・地域と事業者との連携および支援調整 ・利用者の安否確認やサービス連携 ・被災状況に応じたサービスの提供方法、サービス再開 ○サービス事業所ごとの災害時対応マニュアルの作成 ○地域における個別避難支援計画の作成支援 	

(9) 災害ボランティアセンターの設置運営

被災者が抱える問題と活動ニーズとが的確に調整され、災害時に必要となる新たなボランティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成と体制の整備を行います。

事業名	内 容	備 考
災害ボランティアセンターの設置運営	○設置・運営訓練の実施とマニュアルの見直・点検 ・市民、関係機関、事業所が参加する訓練の実施（課題の集約と検証） ○運営サポーター募集案内 ・出前講座、地域共生社会フォーラムにおいて実施 ○運営サポーターミーティング ・地域啓発、サポーター研修、訓練等 ○災害ボランティアバスの運行 ・状況に応じ企画実施	

Ⅲ. 助け合い、支え合う人を育む

1. 地域の担い手を育みます

(1) ボランティアセンター

支援を必要とする人や地域、サービス事業所などからの声をもとに、ボランティアによる支援ニーズを把握し、必要な事業の企画とボランティアの養成を行うなど、ボランティア活動の推進と活動に関する調整を行います。

事業名	内 容	備 考
情報提供 ・活動調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動者の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動者からの相談に対して情報提供や助言の実施 ○ボランティア活動に関する情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア登録カードの更新 ・ボランティア登録一覧表の更新、配布 ・ホームページ、SNSを活用したタイムリーな情報発信 ○ボランティア活動のマッチング <ul style="list-style-type: none"> ・活動者と個人・施設間の調整 ・相談・調整に関する記録シートの様式の検討 ○市ボランティア連協の運営支援 ○レイカディア大学、ルッチ大学との連携体制づくり ○VCOと各地域担当ワーカー、窓口担当職員の連携体制作り 	
傾聴ボランティア 養成講座・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○養成講座の開催（傾聴ボランティア新規育成） <ul style="list-style-type: none"> ・傾聴についての基礎知識の習得・ロールプレイ ・傾聴の対象者となる高齢者や障がい者に接する上で必要な知識の習得 ・施設等における体験学習 ・現活動者向けフォローアップ講座の実施 ○傾聴ボランティア活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な活動に向けた助言、相談企画・専門職との連携 	養成講座 9月 （講座3回・体験1回） 定例会運営支援 （月1回）
音訳事業 （市委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○音訳ボランティア養成講座の開催（音訳活動見学ツアー・入門編） ○音の広報発行事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市広報や議会だより、社協広報等の録音と発行 ・活動者への支援 	
子ども向けボランティア講座	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども会・放課後児童クラブ単位等、小学生を中心に、自治会や福祉団体、福祉事業所・福祉分野以外を含めた様々な主体とのつながりを構築できるプログラムを作成し、モデル的に実施 ○次年度実施に向けた講座内容の見直し・周知方法の検討 	

事業名	内 容	備 考
	○中学生・高校生のボランティア活動の実施状況の聞き取り	
認知症サポーターの養成 (市委託事業)	○認知症サポーター養成講座の開催 ・学校(児童、生徒)・企業への開催の働きかけ ○キャラバンメイトの活動支援 ・講座への支援 ・キャラバンメイトや専門職、認知症啓発に関心がある住民の実施する出張型認知症カフェへの支援	

2. 福祉人財を育みます

(1) 福祉介護人材の育成

地域の支え合いや生活支援サービスの担い手の育成をめざすとともに、質の高い介護人材が、市内の事業所に安定的に確保されるよう、社会福祉法人や介護事業所等と協働して、福祉・介護人材の育成に取り組みます。

事業名	内 容	備 考
福祉現場での 実習受け入れ	○福祉専門職養成のための実習受け入れ ・実習の調整(市内各福祉現場)	
【新】 入門的研修 (市委託事業)	○地域の福祉力の向上と、介護人材の確保と専門性の向上を目的に、スゴワザ講座において研修を実施する。	未定

IV. みんながつながるまちをつくる

1. つながる仕組みを強化します

(1) 地域ニーズ・社会資源の把握と分析

ご近所活動やボランティア活動の支援、相談事業や福祉サービス等を実施する中で、地域の課題や暮らしの困りごと、地域の社会資源の把握を行います。また、地域の自治会長・民生委員児童委員・福祉委員、関係機関等からも、それぞれの活動を通して得た新しい情報が集約できる流れをつくります。その集約した情報は地域カルテ・社会資源台帳に更新され、整理することで、社会資源を見える化します。

これらの情報を整理した地域カルテ・社会資源台帳を、自治会や関係機関等と共有・活用ができるしくみをつくります。

事業名	内 容	備 考
地域カルテ・社会資源台帳の作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○住民参加の協議や情報交換の場、地域行事への参加、各種会議等における地域ニーズ、社会資源の把握 ○地域の自治会長・民生委員児童委員・福祉委員からの情報収集 ○関係機関、事業者等からの情報収集 ○個別課題や個別ニーズを地域課題・地域ニーズとして共通認識できるよう、みんなで考える場づくり ○情報の集約と地域カルテ・社会資源台帳への整理(CSW・相談支援包括化推進員・各事業所の連携・共同での作成) ○活用に向けて、合同説明会での自治会への説明、関係機関、事業者等への訪問による説明 	

(2) 地域支え合いセンター・生活支援サービス基盤整備事業

自治会の範囲を超えて地域課題を共有し、解決に取り組む組織づくりについての協議の場をつります。また、地域やサービス事業者などが協働し、生活支援サービスの充実や認知症高齢者の見守り活動、地域から孤立をなくすための取り組みを推進します。

事業名	内 容	備 考
地域支え合いセンター事業 ・ 生活支援サービス基盤整備事業 (市委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○市全域の協議体（まるごと交流会等）の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や生活上の課題に対し、ボランティア活動者、市民、各種関係機関、事業者等が協議・検討する場（市域）の運営（資源・サービス開発、支援ネットワークづくり） ○2層協議体の運営【重】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区や4地域等の単位において、自治会単位では解決・対応が困難な生活上の課題や取り組みについて協議・把握する場の運営 ○支援ニーズの集約と活動・サービス等に関する情報の発信（情報収集・発信） <ul style="list-style-type: none"> ・地域カルテの整備 ・ウェブサイトの整備と運用、内容の充実 ○生活支援活動などに取り組む団体等の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> まいばらまるごと交流会（年2回） 2層協議体の運営（各地域年2回） スゴワザ講座（年3回） 先進地研修

	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援・活動調整 ・研修会、情報交換会の開催 <p>○買い物支援や移動支援など地域のニーズに合わせた広域の生活支援サービスの開発 【重】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した活動調整の仕組みづくりの構築 	<p>(年1回)</p> <p>ウェブサイトの更新 (年2回)</p>
--	--	---

(3) 福祉サービス事業者支援と協働

市内の福祉・介護サービス事業者に対し、人材育成や研修、情報提供等の支援を行い、地域活動と事業者をつなげるコーディネートを行います。

事業名	内 容	備 考
福祉事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○合同研修会の開催 ○社協広報誌を活用した情報提供・PR活動 ○専門職による地域での出前講座開催の働きかけ ○福祉人材の育成・確保についての協働 	

(4) 社会福祉法人のネットワークの構築・地域貢献推進

社会福祉法人が創意工夫し、多様な「地域における公益的な取り組み」が展開されるよう、地域の課題の共有や取り組みの協働化、地域と法人をつなぐ支援を行います。

事業名	内 容	備 考
【重】 社会福祉法人連携による課題解決に向けた協働事業	<p>○災害時対応等、各法人において共通する取り組み課題となりやすいテーマを設定し、法人間の協力体制構築や、利用者の避難支援・安否確認を目的とした市民との協力体制構築に向けた協議の場を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人による意見交換会の開催 ・各法人（事業所）と市民による災害時避難支援体制構築に関する協議の場のコーディネート ・補助金の交付による活動支援 <p>まいばらコラボチャレンジ事業</p>	

V. 推進体制の充実・強化

(1) 評議員会・理事会の運営

地域の実情や福祉に関する社会情勢を把握し、事業運営の進捗管理を行うとともに、法人運営の安定と発展に向けた方策、地域のニーズに応える事業展開について協議・検討します。

- 評議員会の開催（年3回）
- 理事会の開催（年6回）
- 理事委員会の開催（随時）
- 評議員・役員研修の実施（随時）

(2) 情報公開と監査機能の充実

法人情報等を広く市民に公開し、社会福祉協議会の透明性と公共性を確保します。

また、事業や予算執行の監査、執行機能の評価を行うとともに、内部チェックを実施し、事業の公正性を保ちます。また、事業利用者の利害関係についての適正化に対する監査を実施します。

- 法人情報・財務諸表の事務所での備え置き、インターネットでの公開
- 内部チェックの実施
 - ・監事による事業・会計監査（年2回）
 - ・法人後見事業に関する運営監視
- 会計・労務等に関する専門機関によるチェックと指導（通年）
- 福祉サービスに関する苦情解決事業
 - 苦情相談委員会（第三者委員会）による対応結果の確認（年2回）

(3) 会員・会費制度の普及促進

地域福祉の推進を図るため、市民や事業所、企業等に対し、会費協力を求めるほか、社会福祉協議会の運営への参加を進めます。

- 啓発資料（パンフレット等）を活用した普及啓発活動

(4) 財政の健全化

補助金・委託金・会費・共同募金・寄付金等の充実を図り、財源の確保に努めます。さらに、経営改善、経費削減に取り組むほか、介護・福祉事業を実施することで生じた収益を、新たな地域福祉事業開発のための資金として活用していきます。

- 善意銀行の有効活用
- 行政担当部署との連携（地域福祉推進に向けた事業・予算要望）
- 介護保険事業・障がい福祉サービス収入の1%を目標とした地域貢献的活動への資金活用【重】
- 経営安定化積立金（事業運営積立・施設整備費積立・車輛購入積立・事業開発積立）

(5) 人材育成と活用【重】

職員に求められる姿を明確に示し、業務目標管理を行うとともに、職員の日々の行動や能力の適切な把握と評価により、職員の意欲の向上と能力開発を図り、一人ひとりの働きがいと専門性を高めるとともに、働きやすい環境づくりを進めます。

- キャリアパス・研修制度の充実
 - ・階層別研修カリキュラムに基づく研修計画の作成と実施

- 新任職員の育成と支援
- 職場内QC活動
- 人事考課制度の運用
 - 業務目標管理
 - 職員面接
 - 考課者研修
- 処遇制度の充実
 - 働き方改革に基づく、処遇制度の見直しと働きやすい環境づくり

(6) 事業運営体制の強化【重】

安定的で効率的な事業運営をめざし、事業運営体制の見直しと、業務の効率化を進めます。

- 訪問介護事業所の統合や、各事業拠点の見直しによる運営体制の強化
- 介護をはじめとする事業へのICTの導入による業務の効率化と職員の負担軽減
- 法人内連携の促進
 - 部門（部署）を横断的に編成するプロジェクト会議における、新規事業や社会資源開発などの検討を通じて、法人内の情報や課題認識等の共有を図り、総合力をいかした実践に結び付ける
 - 地域共生社会の実現に向けた包括的支援の視点や実践力を高めるための、部署を横断した事例検討等を実施